

令和7年度西枇杷島中学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、校訓の「強く」「正しく」「親切に」の精神のもと、生徒自身が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことがないように、組織として対応し、以下の役割を担う。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当等で構成し、必要に応じて、当該担任、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートや「心のアンケート・いじめアンケート」をもとに、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。
- ・ 「心のアンケート・いじめアンケート」や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

(3) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ ホームページ等を通して、いじめ防止の計画や取組、学校評価の結果等を発信する。

(4) いじめ事案への対応

ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

イ 事案への対応については、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて外部の専門家や関係機関と連携して対応する。

ウ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 道徳教育を一層充実させ、学校生活全体を通して正義を重んじ、誰に対しても公正であることや、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成する。

エ 情報モラル教育を推進し、ネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケートや教育相談を定期的に行い、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。また、Q-Uアンケートを活用し、よりよい学級集団づくりを行う。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する対応

ア いじめの発見・通報を受けた場合、迅速かつ組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には、教育的な配慮のもと毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、必要に応じて児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネットいじめへの対応には、必要に応じて警察署や法務局等とも連携する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、迅速かつ慎重に対応する「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

(3) 調査結果については、被害生徒・保護者に対して個人情報に留意し、適切な情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、より実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを行い、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

(1) 生徒理解やいじめ対応に関する研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

(2) 「いじめ防止基本方針」はホームページに掲載する。

(3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止にも取り組む。